

岩手県監査委員告示第19号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和4年岩手県監査委員告示第30号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月31日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
岩手県監査委員 佐々木 茂 光
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 県北広域振興局農政部二戸農林振興センター
- 2 監査実施日
(1) 予備監査実施日 令和4年5月31日から同年6月30日まで
(2) 本監査実施日 令和4年7月22日
- 3 監査結果の公表の日 令和4年9月2日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、33,900円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給過多の分については、令和4年7月15日に返納手続を実施した。 今後は、赴任旅費の制度について所属内で周知するとともに、人事異動時に転入者が提出する転入者確認事項の様式に、新在籍地における住居状況を確認する項目を追加することとし、再発防止に努める。